資料３
H26.2.12

自治推進委員会の答申以外の条例見直しに係る論点

第２回自治基本条例見直し委員会での協議において出された意見を踏まえ、下記のとおり論点を整理した。

【　論　点　】

○まちづくり活動のワンストップサービス窓口
・まちづくり活動における行政側の窓口の一本化。
・住民から行政への情報（意見）の流れをスムーズにするための体制整備。
・まちづくり交流室の守備範囲を超えた大きな課題への対応。
＜関連条文＞　第１５条、第１６条
＜対応状況＞
※行政区の設置（H24）
※本庁事業主務課と区役所関係課との連携（H24）

○コミュニティの連携
（地域コミュニティ活動間の連携）
・校区同士の連携や区の総合的な調整等が難しい。
・校区単位、まちづくり交流室単位の横のつながりを作っていくことが必要
・まちづくり懇話会の交流会を設置。
（地域コミュニティ活動と市民公益活動の連携）
・テーマコミュニティとエリアコミュニティを連携させる仕組みづくりが必要。
・校区を越えた活動を区に広げる事は可能か。その際の行政の支援はあるのか。
・地域の中の共助体制づくり（強化）が必要である。（各種団体との連絡調整等）
＜関連条文＞　第３２条、第３３条
＜対応状況＞
※市民参画と協働の推進条例施行（H23.4.1）
（第１６条【自主自立のコミュニティ活動のための環境づくり】）
※市民公益活動支援基金の創設及び助成事業の実施（H24）

○その他
・自治基本条例については防災についてもう少し条文があってもよいのでは。
・団体との協働だけではなく、個人の自主的な協働もあってもよいのではないか。
＜関連条文＞　第２４条、第３０条
＜対応状況＞
※第６次総合計画の中間見直し実施。危機管理の基本方針を編として整理。（H25）
※市民参画と協働の推進条例施行（H23.4.1）（第２２条【市民参画と協働の検証】）